

議案第14号

小松島市職員の修学部分休業に関する条例の一部を
改正する条例について

小松島市職員の修学部分休業に関する条例（平成24年小松島市条例
第35号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の修学部分休業に関する条例（平成24年小松島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「定める」の次に「修学に必要なと認められる」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。